４．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準
　翌期以降の運営費交付金により財源措置がされない教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を引当金として計上しております。
　なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しています。
５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法
⑴　任期を付される職員等の退職給付に備えるため、当該事業年度末における自己都合要支給額により計上しております。
⑵　任期を付される職員等以外の教職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
　なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第83第４項に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。
６．有価証券の評価基準及び評価方法
⑴　満期保有目的債券
　償却原価法（定額法）を採用しております。
⑵　その他有価証券
　市場価格のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
　市場価格のないもの　原価法を採用しております。
７．収益及び費用の計上基準
　附属病院の診療に係る収益
　附属病院の診療に係る収益は、主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等の財又はサービスを引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、診療行為等の財又はサービスを引き渡した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。
８．たな卸資産の評価基準及び評価方法
　評価基準　低価法を採用しております。
　評価方法　移動平均法を採用しております。
　ただし、医薬品及び診療材料については、当分の間、評価方法は最終仕入原価法により行っております。
９．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
10．リース取引の会計処理
　リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
11．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。
（固定資産の減損）
１．減損の兆候が認められた固定資産に関する事項

用　途	種　類	場　所	帳簿価額	備　考
通信用	電話加入権	徳島県徳島市	1,372,000円	（注１）

減損の兆候の概要及び減損を認識しない根拠
（注１）　正味売却額は帳簿価格から50％以上下落しておりますが、使用価値相当額（ＮＴＴの公定価格）が帳簿価額を上回るため、減損を認識しておりません。

（退職給付に係る注記）
１．採用している退職給付制度の概要
　当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。
２．確定給付制度
⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	744,054,294円
退職給付費用（退職給付引当金繰入）	133,355,121円
退職給付の支払額	－28,815,077円
その他	－736,863円
期末における退職給付引当金	847,857,475円

⑵　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用（退職給付引当金繰入）	133,355,121円

３．退職等年金給付制度
　当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、109,531,057円でした。
（収益認識に係る注記）
１．収益認識に関する事項
　当法人は、以下に記載する内容を除き、国立大学法人会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。
⑴　収益の分解情報
　当法人は教育・研究、診療業務及びその他の事業を実施しており、国立大学法人会計基準第77を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、附属病院の診療による附属病院収益31,400,390,548円であります。
⑵　収益を理解するための基礎となる情報
　「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
（金融商品に関する注記）
１．金融商品の状況に関する事項
　当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等、主に安全性の高い金融商品に限定し、資金調達については大学改革支援・学位授与機構からの借入れに限定しております。
　資金運用に当たっては、文部科学大臣より令和２年４月７日に国立大学法人法第33条の５第１項各号の認定を受け、国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第33条の５第２項の規定に基づき、格付け機関の評価がＢＢＢ以上の金融機関等への預金、社債及び外国債を保有しております。なお、当該運用資産は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含していますが、国立大学法人徳島大学資金運用管理規則及び国立大学法人徳島大学資金運用管理方針に基づき適切なリスク管理を実施し、資金の運用状況や管理運用業務の実施状況を監視するために設置された資金運用管理委員会に報告しています。また、寄附により株式を取得しておりますが、寄附目的が本学の業務を不当に拘束することはありません。
　未収附属病院収入は、債権管理要領に沿ってリスク管理を行っております。
　大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び長期借入金の使途は大学病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施しております。